



働く人と子どもの

あした

明日を応援プロジェクト

「<ろうきん>働く人と子どもの明日(あした)を応援プロジェクト」は、金融の枠組みを通してだけでは解決しにくい、手が届きにくい社会的課題の解決に向け、全国の<ろうきん>が一体となって地域の活動を応援する地域・社会活動として、労働金庫連合会が2024年度から実施している寄付制度です。

「ろうきんSDGs行動指針」に基づき、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、働く人や子ども達の生活課題の解決に向けた取組みを行っている団体を応援していきます。

★応募期間

2024年9月2日(月)～9月30日(月)

支援対象 テーマ・活動

- 働く人が直面する子育てや介護、疾病治療等と働くことの両立に係る課題の解決に向けた取組み
- 経済的困難な状況にある働く人の生活・子育てに係る課題の解決に向けた取組み
- さまざまな困難な状況にある子どもが安心して暮らすことができる地域や社会をめざす取組み

【事務局】
公益財団法人
長野県みらい基金



長野県みらいベース
キャラクター
Kiffy(キッピー)

支援対象期間

2025年4月1日～
2026年3月31日

寄付金額

1団体あたり50万円
(最大6団体)

※本事業は、公益財団法人長野県みらい基金が、長野県労働金庫様から「<ろうきん>働く人と子どもの明日(あした)を応援プロジェクト2025」に係る事務局業務を受託し、実施するものです。
公益財団法人長野県みらい基金が、本事業で取得した応募用紙等各種提出書類は、長野県労働金庫様へ提供します。また、お問い合わせ内容等については、適宜、長野県労働金庫様へ共有します。

<ろうきん>働く人と子どもの明日を応援プロジェクト2025

募集要項

1 支援の対象となるテーマ、活動

- ・働く人が直面する子育てや介護、疾病治療等と働くことの両立に係る課題の解決に向けた取組み
- ・経済的困難な状況にある働く人の生活・子育てに係る課題の解決に向けた取組み
- ・さまざまな困難な状況にある子どもが安心して暮らすことができる地域や社会をめざす取組み

2 具体的な活動例

(1) 支援対象：働く人

- ・育児や介護、疾病治療と仕事の両立支援（相談事業、居場所事業等、経済的支援等）
- ・ひとり親世帯等、経済的に困難な状況にある働く人および求職中の人の生活支援や就労・キャリア支援

※生活支援とは…食糧支援やこども食堂等の運営、相談事業、居場所事業等

※就労・キャリア支援とは…就労のためのセミナーや外国人への日本語学習、各種講座の開催等

(2) 支援対象：子ども

- ・両親の離婚や虐待等により安心して暮らせる場等が必要な子どもの支援（居場所事業、シェルター活動、こども食堂運営事業等）
- ・病気や障がい等により困難な状況にある子どもの支援（長期入院や不登校等で学校に行けない子どもの学習支援、外出支援等）
- ・社会的養護下にある子どもの自立支援（生活および教育支援、資格取得支援、アフターケア事業、住居一時金・家賃補助支援、大学進学時の生活支援等）
- ・ひとり親世帯等経済的に困難な状況にある子ども、病気の親や兄弟姉妹の世話をする子ども（ヤングケアラー）、外国にルーツを持つ子ども等への支援（新入学支援（お祝い金、制服購入等の支援含む）、相談事業、学習支援（日本語学習含む）等）

(3) 支援対象：支援者

- ・上記（1）、（2）の支援活動を行う支援者（スタッフ・ボランティア）のスキル向上、支援者拡大につなげるための活動（研修、支援者間交流等）

3 支援対象となる団体

- (1) 主たる事務所の所在地および主な活動の場が、長野県内にある民間の非営利団体で、法人格（NPO法人、一般社団法人等）を有する団体、および、権利能力なき社団の要件を満たしかつ団体名義の口座を保有している団体。
- (2) 2024年10月1日時点で団体設立後、原則1年以上の活動実績があること。
- (3) 団体のホームページやSNS等で活動や団体概要が公開されていること、また、寄付決定後、本寄付金による活動について情報発信できること。
- (4) 寄付金による活動開始後、報告書の提出や報告会等が開催される場合には出席できること。
- (5) 団体の目的や活動が特定の政治・宗教活動等に偏重していないこと、および、反社会的勢力とは一切関わっていないこと。

4 支援期間と金額

- (1) 支援対象期間
2025年4月1日（火）～2026年3月31日（火）
- (2) 寄付金額
1団体あたり50万円（最大6団体）

5 資金使途となる経費

- (1) 対象となる経費
人件費、事務所経費、諸謝金、旅費・交通費、消耗品・資材購入費、印刷費、通信運搬費等
- (2) 対象とならない経費
水道光熱費等日常の維持管理費、敷金や保証金等将来返還される可能性のある費用、応募用紙に記載した経費以外の費用等

6 応募にあたっての提出書類

- (1) 所定の応募用紙1部
- (2) 定款、規約、会則等
- (3) 最新の事業報告書および決算資料
- (4) 会報等を発行している場合は最新のもの1部

7 応募方法

- (1) 「<https://www.mirai-kikin.or.jp/news/5286/>」から応募用紙をダウンロードしてください。
- (2) 応募用紙の各項目を入力の上、印刷し、原本と電子データの双方を長野県みらい基金松本事務所へ提出してください。なお、原本送付時に「6. 応募にあたっての提出書類」をあわせて送付ください。

※その他、本事業の詳細につきましては、上記のURL又は下記二次元コードよりご確認ください。

<お問い合わせ・お申し込み先>

公益財団法人長野県みらい基金松本事務所
〒390-0852
長野県松本市島立1020 松本合同庁舎2階
TEL：0263-50-5535
FAX：0263-50-6561
E-Mail：matsumoto@mirai-kikin.or.jp

